

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、鍋島東土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 5 年 5 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	古賀 六七規	佐賀市鍋島町大字蛸久120番地	令和 5 年 3 月 31 日 退任
〃	堤 保政	〃 開成二丁目10番62号	〃
〃	木本 正	〃 鍋島町大字蛸久1216番地	〃
〃	香月 秀敏	〃 〃 〃 618番地	〃
〃	角田 洋行	〃 〃 〃 1470番地 1	〃
〃	西久保 孝	〃 〃 〃 1140番地	〃
監事	古賀 信幸	〃 〃 〃 124番地	〃
〃	久野 良孝	〃 〃 大字八戸溝211番 地	〃
〃	井手 治之	〃 〃 大字鍋島683番地	〃
理事	古賀 六七規	〃 〃 大字蛸久120番地	令和 5 年 4 月 1 日 就任
〃	堤 保政	〃 開成二丁目10番62号	〃
〃	木本 正	〃 鍋島町大字蛸久1216番地	〃
〃	香月 秀敏	〃 〃 〃 618番地	〃
〃	西久保 孝	〃 〃 〃 1140番地	〃
〃	中嶋 スエ子	〃 〃 〃 1267番地	〃
監事	古賀 信幸	〃 〃 〃 124番地	〃
〃	角田 洋行	〃 〃 〃 1470番地 1	〃
〃	井手 治之	〃 〃 大字鍋島683番地	〃